

みんなんち園原 運営規程

〔共用型指定認知症対応型通所介護・共用型指定介護予防認知症対応型通所介護〕

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人なごみの杜が開設する「みんなんち園原」（以下「事業所」という。）が行う共用型指定認知症対応型通所介護及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所において事業の提供に当たる者（以下「従業者」という。）が、要介護又は要支援状態にある認知症の症状を伴う高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な共用型指定認知症対応型通所介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話（支援）及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持（回復）並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護等の提供にあたっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 みんなんち園原
- 二 所在地 群馬県沼田市利根町園原871番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている共用型指定認知症対応型通所介護等の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- 二 介護従業者 1名以上
利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から日曜日とする。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前9時15分から午後4時00分までとする。

（利用定員）

第6条 利用定員は3名とする。

（共用型指定認知症対応型通所介護等の内容）

第7条 共用型指定認知症対応型通所介護等の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談・援助等）
- 二 機能訓練（日常生活活動動作訓練等）
- 三 介護サービス
- 四 介護方法の指導
- 五 健康状態の確認
- 六 送迎
- 七 食事の提供
- 八 入浴サービス
- 九 その他利用者に対する便宜の提供

（利用料等）

第8条 共用型指定認知症対応型通所介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、法に定める利用者負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用として、一回あたり昼食550円、夕食510円とする。
- 二 その他共用型指定認知症対応型通所介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受け取るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、沼田市・昭和村の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は、共用型指定認知症対応型通所介護等の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること
- 二 事業所の設備・備品を利用する際には、従業者が指示する事項を遵守し、事故防止に協力すること
- 三 けんか、口論等他の利用者迷惑をかけること
- 四 第13条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること

（緊急時における対応方法）

第11条 共用型指定認知症対応型通所介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じ

た場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

（事故発生時の対応）

第12条 事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

3 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じるものとする。

4 事業者は、利用者に対する共用型指定認知症対応型通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第13条 共用型指定認知症対応型通所介護等の提供中に、天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずるものとする。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとるものとする。

2 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

第14条 事業所は、共用型指定認知症対応型通所介護等の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由等を記録することとする。

（虐待防止に関する事項）

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

三 その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（衛生管理等）

第16条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業所は、利用者の保健衛生の維持向上及び事業所における感染症の発生又は蔓延の防止を図るため、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（苦情処理）

- 第 17 条 事業所は、その提供したサービスに係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
 - 3 事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行うものとする。
 - 4 事業所は、市町村や国民健康保険団体連合会が行う調査等に協力するとともに、市町村等からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 5 事業所は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

（個人情報保護）

- 第 18 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
 - 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含めるものとする。

（その他運営についての留意事項）

- 第 19 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制の整備に努めるものとする。
- 一 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
 - 二 継続研修 随時
- 2 事業所は、共用型指定認知症対応型通所介護等に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
 - 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。